<u>(目的等)</u>

- 第1条 この要綱は、高齢者等又は高齢者等の属する世帯の生計中心者に対し、予算の範囲 内において住宅改造費助成金を交付することにより、高齢者等の自立促進、ねたきり防止 及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。
- 2 助成金の交付の手続については、鹿児島市補助金等交付規則(平成9年規則第10号以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると こ

ろによる。

- (1) 高齢者等 高齢者及び重度身体障害者をいう。
- (2) 高齢者 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者をいう。
- (3) 重度身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に 規 定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その等級が1級又は2級であるもの をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、本市に居住する高齢者、重度身体障害者又はこれらの者の 属する世帯の生計中心者とする。

(助成金の交付対象経費)

- 第4条 助成金の交付対象経費は、高齢者等又はその介護者の日常生活の利便を図るために、本市内にある既存の住宅の居室、浴室、洗面所、台所、便所、廊下、玄関その他特に必要と認められる設備及びこれらの構造並びに当該住宅の玄関から道路までの通路部分の設備及び構造を高齢者等に適応するように改造するための経費とし、1回の住宅改造につき1,000,000円を限度とする。
- 2 新築又は増築は、原則として助成金の交付対象としないものとする。ただし、住宅を改造するに当たり、やむを得ず増築を必要とする場合には、市長は、増築に要する経費を助成金の交付対象経費に含めることができるものとする。

(助成金の額)

- 第5条 助成金の額は、前条に規定する交付対象経費の総額の3分の2に相当する額とし、 1回の住宅改造につき、666,000円を限度とする。
- 2 助成金の額の計算に当たり1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

ものとする。

(助成の制限)

- 第6条 第3条の規定にかかわらず、高齢者等及び当該高齢者等と同居するすべての者の前年(助成金の交付申請を1月から6月までの間に行おうとするときは、前々年。以下同じ。)の課税所得金額の合計額が3,300,000円を超えるとき、又はこれらの者が納付すべき市税を滞納しているときは、助成金の交付対象者としないものとする。
- 2 前項の規定による課税所得金額の算出について、助成金の交付対象者が重度身体障害者 又は重度身体障害者の属する世帯の生計中心者のときは、鹿児島市障害福祉に関する寡婦 (寡夫)控除のみなし適用に関する運用を定める要綱の規定に基づき、みなし適用の該当 が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又 は寡夫控除があるものとみなして、前項の所得税課税所得金額の算定を行うものとする。
- 3 助成金の交付は、同一家屋に対して1回とする。ただし、高齢者等の日常生活能力の減退住宅事情の変化等により市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(助成金の交付の申請)

- 第7条 規則第4条の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が申請日の属する年(助成金の交付申請を1月から6月までの間に行おうとするときは、その前年。)の1月1日現在で本市に居住している場合は、第4号に掲げる書類の提出を要しないものとする。
  - (1) 鹿児島市高齢者等住宅改造費助成金交付申請書(様式第1)
  - (2) 見積書の写し
  - (3) 改造箇所の図面及び写真
  - (4) 申請者及び申請者と同居するすべての者の前年の課税所得金額を証明する書類
  - (5) 住宅改造承諾書(借家又は借間の場合に限る。)
  - (6) 介護保険被保険者証又は要介護認定・要支援認定等結果通知書の写し(認定を受けている場合に限る。)

(助成の決定)

- 第8条 市長は、前条の規定により住宅改造費の助成申請があった場合には、実態調査等を 行い、高齢者等住宅改造費助成審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て助成の可 否を決定するものとする。ただし、住宅改造に要する経費が500,000円未満の場合 には、審査会の審査を経ることを要しないものとする。
- 2 審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、住宅改造費の助成の可否について審査 を行うものとする。
  - (1) 会 長 健康福祉局すこやか長寿部長

- (2) 副会長 健康福祉局福祉部長及び同局谷山福祉部長
- (3) 委員 健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課長、同局福祉部障害福祉課長、同局谷山福祉部福祉課長及び建設局建築部建築課長
- 3 審査会は、審査に当たってリフォームヘルパー等の意見を聴取することができるものと する。
- 4 審査会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 審査会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において行う。 (助成金の交付の条件)
- 第9条 規則第6条第4項に規定する条件は、次のとおりとする。
  - (1) 鹿児島市高齢者等住宅改造費助成金交付申請書に記載した計画どおりに施工すること。
  - (2) 住宅改造を完了したときは、工事完了報告書(様式第2)を提出すること。
  - (3) 次のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取消し、助成金の一部又は全部の返還を命ずることがあること。
    - ア 虚偽その他不正の行為により助成決定を受けたとき。
    - イ 助成金の請求又は受領に関し、不正の行為があったとき。
    - ウ 助成金を当該事業の目的外に流用したとき。
    - エ 助成対象となった住宅改造を中止したとき。
    - オーその他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(施工等)

第10条 申請者は、規則第7条による市長からの助成決定の通知を受けた後に住宅の改造を行うものとする。

(改造内容の変更等)

- 第11条 規則第6条第2項の規定にかかわらず、申請者が改造の内容を変更(軽微な変更 を除く。)又は中止若しくは廃止しようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提 出しなければならない。
  - (1) 鹿児島市高齢者等住宅改造費助成事業変更等承認申請書(様式第3)
  - (2) 見積書の写し(変更の場合に限る。)
  - (3) 改造箇所の図面及び写真(変更の場合に限る。)
- 2 市長は、前項の規定により提出された変更等申請を審査し、助成変更等の可否を決定 し、鹿児島市高齢者等住宅改造費助成事業変更等承認(不承認)通知書(様式第4)によ り申請者に通知するものとする。

(工事完了報告書)

第12条 規則第14条の規定にかかわらず、申請者は、住宅改造を完了したときには、次

- の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 工事完了報告書
- (2) 改造後の状況を明らかにする写真
- (3) 施工業者の請求書の写し

(高齢者等が死亡した場合の特例)

第13条 高齢者、重度身体障害者又は生計中心者が当該住宅改造工事の完了する前に死亡 した場合でも、助成金の交付決定金額の範囲内で必要と認められる額を支払うことができ るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(鹿児島市重度身体障害者日常生活用具設置費助成事業要綱の廃止)

2 鹿児島市重度身体障害者日常生活用具設置費助成事業実施要綱(平成5年5月1日制定)を廃止する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 3 桜島町、松元町及び郡山町(以下「3町」という。)の編入(以下「編入」という。)の日前に、桜島町高齢者等住宅改造推進事業実施要綱(平成12年松島町告示第11号)、松元町高齢者等住宅改造推進事業実施要綱(平成12年松元町告示第10号)及び郡山町高齢者等住宅改造推進事業費補助金交付要綱(平成12年郡山町要綱第8号)(以下「3町要綱」という。)の規定によりされた申請その他の行為については、この要綱の相当規定によりされた行為とみなす。
- 4 編入の日前に、3町要綱に規定されていた様式により作成された書類は、この要綱に規定 する様式により作成された書類とみなす。
- 5 編入の際現に3町の区域に住所を有している者に係る高齢者等住宅改造費の助成については、平成16年度に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ3町要綱の例による。
- 6 編入の際現に吉田町及び喜入町の区域に住所を有している者に係る高齢者等住宅改造費の 助成については、平成16年度に限り、この要綱の規定にかかわらず、実施しないものとす る。
- 7 編入の日から平成17年3月31日までの間に3町であった区域に住所を有している者の 当該期間の高齢者等住宅改造費の助成については、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ 3町要綱の例による。
- 8 編入の日から平成17年3月31日までの間に吉田町及び喜入町の区域に住所を有してい

る者の当該期間の高齢者等住宅改造費の助成については、この要綱の規定にかかわらず、実施しないものとする。

9 編入の目前及び編入の日から平成17年3月31日までの間に3町であった区域に住所を 有している者に係る平成17年4月1日以降の第6条の適用については、第2号中「1回」 とあるのは、「1回(3町の要綱の規定に基づきなされた助成も含む。)」とする。

付 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。